平成２８年（フ）第１０７６号
さいたま市南区別所３丁目17番６号
債務者　国谷　佳奈（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４５８号
埼玉県吉川市吉川１丁目14番地11　第二グリーンハイツ101号、破産申立時の住所埼玉県吉川市中曽根１丁目28番地７　ホワイトコーポ島田荘Ａ－２
債務者　富樫　絹代
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４７１号
埼玉県草加市谷塚町517番地　コーポわかばＢ－202号
債務者　平山いすず
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４８６号
埼玉県草加市青柳６丁目10番８号　エステート・ピア宇田川102号
債務者　増田　由紀
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４２０号
埼玉県入間市大字下藤沢705番地10　サカイハイツＡ－103、前住所埼玉県狭山市大字北入曽924番地の２
債務者　須澤　　勉
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４３５号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷160番地15　アネックス在家105号
債務者　阿部　武彦
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４７３号
埼玉県所沢市旭町28番27号　フェアコートＦ－101
債務者　土屋　崇普
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２５０号
埼玉県比企郡小川町大字下里958番地
債務者　田中　和雄
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第６６０９号
東京都西東京市谷戸町３丁目14－９　三友ハイツ第２　202号
債務者　土谷百合子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６１１号
東京都中野区江原町１丁目27―530
債務者　草野　義正
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６２６号
東京都八王子市高倉町62　市営住宅高倉団地１－302
債務者　小林　瑞紀
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６２７号
千葉県市川市国府台４丁目５―47―406
債務者　小林由美恵
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５７号
北海道厚岸郡厚岸町光栄338番地
債務者　小林　恵子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２９号
熊本県人吉市大畑町3660番地１
債務者　山下夕佳里
1　決定年月日時　平成28年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第３１号
熊本県天草市亀場町亀川63番地９　亀泉荘１－３
債務者　小場佐美樹
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月21日午前11時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２８年（フ）第３３号
熊本県天草市今釜町６番１号
債務者　大平　辰也
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月21日午前11時
熊本地方裁判所天草支部